

自発的申出 F A Q

問 1 自発的申出の方法を教えてください。

答 自発的申出を行う場合には、自発的申出書を作成し、疎明資料（自発的申出書の記載内容の裏付けとなる資料）を添付の上、公正取引委員会に郵送又は電子メールにより提出してください。宛先のメールアドレスについては、以下の窓口にお問い合わせください。

なお、電子メールの内容について問い合わせをさせていただく場合がありますので、電子メール中に連絡先及び担当者の氏名を記載してください。

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話：03-3581-5479

問 2 自発的申出書及び疎明資料の提出方法を教えてください。

答 フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の規定（取引適正化関係）は公正取引委員会及び中小企業庁が共同して所管しておりますので、まず、貴社がどちらの担当となる会社であるかについて、前記問 1 に記載の窓口で電話で御確認ください。

問 3 公正取引委員会に直接訪問して、自発的申出の書類を提出してもよいですか。

答 自発的申出の書類は、当該書類の内容によっては、書類の説明や追完等をお願いする場合がありますので、まずは公正取引委員会に郵送等の方法でお送りいただいて（前記問 1 のとおり、電子メールによる提出でも差支えありません。）、公正取引委員会において書類の内容を確認した上で、必要に応じて書類の説明や追完等をお願いすることにしております。

問 4 自発的申出の制度は義務なのですか。

答 自発的申出の制度は義務という性質ではなく、業務委託事業者（特定業務委託事業者を含みます。以下同じです。）の法令遵守を促す観点から取り扱われており、貴社の判断に依拠します。

問 5 自発的申出を行うと、勧告を受けることはないのですか。

答 自発的申出について審査を行った結果、その要件を満たしていると認められた場合には勧告を行わないことになります。

問 6 自発的申出の要件として、「公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に

着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている」こととありますが、ここでいう「調査に着手」とは、いつの時点をいうのですか。

答 「調査に着手」とは、業務委託事業者に調査実施の連絡を行った時点になります。

問7 自発的申出の要件として、「当該違反行為によって特定受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている」こととありますが、不利益回復措置とは、どのようなことを行えばよいのですか。

答 例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）の規定に違反している場合には、報酬の額から減じていた額を支払うことです。

問8 自発的申出の要件として、「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが、再発防止策としては、どのようなことを行えばよいのですか。

答 例えば、今後同様の行為を行わない旨の取締役会での決議、貴社の役員及び従業員への周知徹底、特定受託事業者に対する周知、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反を起こさないよう研修を実施するなどの社内教育の徹底、再発防止のための社内システムの改善などを行うことが考えられます。

問9 自発的申出の要件として、「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが、再発防止策に係る全ての行為が完了していなければ、自発的申出を行えませんか。

答 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることが予定していれば、提出していただいても構いませんが、予定している再発防止策及び実施時期を自発的申出書に記載して提出してください。

以上